

【講義メモ】担当:平野正喜(ひらのまさき)

この講座ではプロジェクトに講義メモを書きながら進めます。この文字サイズの読める席にお座りください。

18:15～20:45(途中休憩有)。受講者数は13人です。

この講義メモは講義終了と同時に下記のサイトにPDFで掲載し、ダウンロード可能にします。ご利用ください。次回予告も掲載します。質問やコメントが送信可能です。

<https://tkuip.rundog.org>

第1章 企業と法務 (続き)

p.27 1-3-1 財務諸表(続き)から

前回の問題: 変化を表すのに適するのは?

ア 円グラフ イ 棒グラフ ウ 折れ線グラフ エ パレート図 正解はウ(p.18)

p.27 1-3-1 財務諸表(続き)

・【補足】財務会計と管理会計:主に外部向きで、法的に必須であるものを含むのが財務会計。その逆が管理会計。

・【補足】総勘定元帳:仕訳の結果を記載する帳簿で、試算表・財務諸表の元になる

p.28 1-3-2 貸借対照表

・【補足】貸借対照表を表す式:資産(現金や売掛金、固定資産など)=負債(借入金や未払金・買掛金)+純資産(資本金など)

p.29 1-3-3 損益計算書

・【補足】貸借対照表を表す式:収益-費用=利益。粗い利益±各種の損益=より明確な利益。

・【補足】5種類の利益: 五十音順になっている(ちなみに試験の選択肢も五十音順が基本)。

① 売上総利益(粗利益)=売上高 - 売上原価

② 営業利益=① - 販売費および一般管理費(営業費、販管費)

③ 経常利益=② ± 営業外損益(本業以外の収益と費用)

④ 税引前当期純利益=③ ± 特別損益(臨時の利益と損失)

⑤ 当期純利益=④ - 税

p.31 1-3-4 損益分岐点

・【補足】変動比率=変動費(売上に比例する費用(例:材料費))÷売上高 なので、0～1の値になる

・【補足】損益分岐点=固定費(売上に比例しない費用(例:家賃))÷(1-変動比率) で得られる。つまり、売上高で固定費を賄えるような金額。

p.32 1-3-5 財務分析

・ROI=リターン(利率)オン・インベストメント(資本・投資)、収益性の指標

・ROA=リターン(利率)オン・アセット(総資本)

・ROE=リターン(利率)オン・エクイティ(自己資本)

・【補足】収益性は投資で利益が得られる度合。流動性は取引の活発さの度合い=現金化の速度。活動性=資本が企業活動に活かされている度合。

p.34 1-4-1 産業財産権

・【補足】産業財産権の4権利＝特許権(発明)、実用新案権(アイディア)、意匠権(デザイン)、商標権(ブランド)。どれも出願が必要

・【補足】商標権の他の3権利との違い：繰返し出願が可能

p.35 1-4-2 著作権法

・【補足】著作権の産業財産権との違い：(日本などでは)出願不要で自動的に発生。著作者個人の場合と、法人の場合がある(例：社員が職務上作成したプログラム)

・【補足】著作財産権と著作者人格権の違い：印税は著作財産権の譲渡の返戻金。よって、相続の対象。公表するか決定できる権利(公表権)は著作者人格権なので、相続されない。

・【補足】コピーライト(C)は、複製権のことで、著作財産権の一つ。

・【補足】著作財産権の中に公衆送信権があり、他者の著作物をインターネットサーバにアップロードした段階で権利侵害になる

p.36 1-4-3 不正競争防止法

・【補足】不正競争防止法：利益を侵害する行為に伴う損害賠償を定める法(例：インターネットドメインの不正取得)。また、営業秘密の保護を定める。

・【補足】営業秘密：保護には条件があり、①秘密管理 ②有用性 ③非公然性 ④適法性。なお、営業秘密は産業財産権の対象にはならない。著作物でもない。

p.37 1-4-4 ソフトウェアライセンス

・【補足】ソフトウェアは物理的な製品と違い、そのままの形でコピーできてしまう。よって著作権などの権利を守るために「使用することを許諾する契約」を用いる。これがソフトウェアライセンス。よって、物理的な製品と違い、販売による所有権の移動が起こらない。

・【補足】サイトライセンス：特定の施設や企業内でも何台にでもインストールできる契約。本数を指定するバリューライセンスもある。どちらもインストールメディア(CDやDVD等)は別売。

・【補足】アクティベーション：有効化のことで、ソフトウェアによっては、アクティベーションをしなくても基本機能のみ利用可能な場合がある。

p.37 1-4-5 その他の権利

・【補足】法として明文化されていないが、判例により権利として認められているのが、肖像権、パブリシティ権。なお、肖像権はだれでも主張できるが、パブリシティ権はその人の名前に金額価値が認められる場合のみ。

p.38 1-5-1 サイバーセキュリティ基本法

・【補足】基本法とは、理念や方針・方向性を規定する法で、具体的な法的記述ではない

p.38 1-5-2 不正アクセス禁止法

・【補足】不正アクセスとは「不正なアクセス全般」ではなく、ネットワークに関わるID、パスワードの不正利用行為とその助長行為を指す。これは、刑法では裁けないことが理由(実際に被害が発生しなくとも処罰できる)。

※ なお、「不正な情報へのアクセス」はこの法とは無関係

p.39 1-5-3 個人情報保護法

・【補足】個人情報保護法は頻繁に改正されているため、古い過去問における出題内容が、現在の法と一致しない場合があるので注意(例：初期の法では個人情報の取り扱い件数による位置づけの違いがあったが、現在は無い)。

・【補足】個人情報かどうかの判断基準：その情報だけで個人が特定できる場合、複数の情報の組み合わせで個人が特定できる場合の両方。なお、集計結果(サマリー)は基本的に個人情報ではない。

・【補足】個人情報保護の原則は本人の許諾で、正確・完全・最新・目的の明確性がポイント。なお、親会社が正当に入手した個人情報であっても、子会社への提供は本人の許諾が必要(事前許諾は可)。

・GDPR=ジェネラル(一般)データ・プロテクション(保護)ルール(規則)。EUにおける個人情報保護ルールで、EU外部への個人情報移転、EU外部からの個人情報移転の両方を規制する

p.40 1-5-4 その他の基準・ガイドライン

・【補足】ガイドライン:法律ではなく業務上の手引きとして、関係官庁や関係団体が提供しているもの。トラブルの防止や社会的信用のために採用する企業が多い

・【補足】システム管理基準:企業や団体の情報システムが備えるべき目標のガイドライン

・【補足】情報セキュリティ管理基準:システム管理基準と同様で、セキュリティに特化したガイドライン

p.41 1-6-1 労働関係法規

・【補足】労働基準法:労働者の権利を守るために法。最低限、守られるべき基準。なお、事業主は対象外。

・【補足】労働契約法:主に雇用契約に関する法。労働条件などの守られるべき基準。

p.41 1-6-2 労働者派遣法

・【補足】労働者派遣法:派遣労働者の権利を守るために法。派遣期間などの順守義務、二重派遣の禁止などを含む。また、将来、派遣先に雇用されることの妨害の禁止も含む

・【補足】労働者派遣契約:企業間契約(派遣先↔派遣会社)であり、派遣労働者の契約ではない。派遣労働者と派遣会社には雇用契約がある。

・【補足】指揮命令関係:契約ではなく、派遣労働者への作業指示は派遣先が行うこととする

・【補足】フレックスタイム制:出社・退社時刻を労働者が決められる制度(派遣とは限らない)。合計時間が規定を上回ることと、コアタイムが定められている場合は、その間は業務時間とする義務がある。

・NDA=ノン(非)ディスクロージャ(公開)アグリメント(合意)、守秘義務契約。これも派遣とは限らず、多くの企業間、企業と労働者の間で結ばれる契約で終身(雇用契約や業務契約が完了した後も有効)。

p.43 1-6-3 契約類型

・【補足】請負契約:業務の完成・成果に対して報酬を支払う形式の契約(例:ソフトウェアの受注開発)。完成責任がある。社員を請負先企業に常駐させることが可能だが、指揮命令関係になると違法(偽装請負)。なお、請け負った業務を他社に請け負わせることは可能(下請け)。

・【補足】委任契約・委託契約:業務の実施に対して報酬を支払う形式の契約(例:コールセンター業務)。完成責任はない。なお、一般に委任・委託された業務を他社に請け負わせることは不可。

p.44 1-6-4 取引関係法規

・【補足】下請法:元は請負会社への代金の支払いの遅延を罰する法で、拡大されて、請負会社の権利を守ることで業界の健全化を図るもの。

次回予告： p.44 1-6-4 取引関係法規(続き:PL法から)